

2012年5月21日

千葉市長 熊谷俊人様

## 災害廃棄物の受け入れについての質問書

市民ネットワーク

山田京子 湯浅美和子

昨年3月の東日本大震災後、千葉市としても被災地への職員の派遣をはじめとする様々な支援体制を取られてきたこと、また市自身の震災復旧や災害対策に対しても速やかな対応を取られてきたことに対して、敬意を表するものです。

しかしながら、3月に千葉市が表明された災害廃棄物（震災がれき）の受け入れについては、安全性への不安とともに、コスト面を含めた震災がれきの広域処理の合理性について、各自治体やまた市民の間からも疑問が出され意見が分かれている状況があります。

震災がれきの広域処理が様々な問題を持つにもかかわらず、千葉市が受け入れ表明されたことを重く受け止め、見解を伺いたく思います。以下の項目への説明を求めます。

1. 震災がれきの広域処理について、受け入れない表明をしている自治体もあります。これまで国の行う事業に対して、これほど意見が分かれることはなかったのではないのでしょうか。それほど今回の国よりの要請には問題があるのではないかと思います、見解を伺います。
2. 3月16日付環境省よりの「災害廃棄物の処理の広域的な協力の要請」に対して「地元住民の理解が得られること」「放射能測定の結果、安全が確認できる数値であること」を条件に受け入れる、と回答されています。
  - ・「安全が確認できる数値」とは何か、またそれはどのように確認されるのでしょうか
  - ・がれきの「移動、焼却、埋め立てによる影響」は広範囲に及び、市民全体にかかわる問題だと思いますが、「地元住民」とは誰を指すのでしょうか。
3. またその回答の中で「陸前高田市の災害廃棄物に関して、受け入れを前提に協議中」とありますが、これまでどのような協議をされてきたのか、またいつから行われてきたのでしょうか。
4. 千葉市が震災がれきを受け入れ処理するに当たっての事務費を含めた歳入や歳出をすべて明らかにして下さい。
5. これまで市民ネットワークは「脱焼却・脱埋め立て」を柱とした清掃行政を提案してきました。市としても「焼却ごみ削減」を大きなテーマとして掲げておられます。しかしながら今回の「災害廃棄物の広域処理」はあくまでも焼却を前提とした事業です。

焼却による放射性物質の大气への拡散だけでなく、災害廃棄物の中にはその他有害物質（アスベスト、六価クロム、PCBなど）の混入が指摘され、それらを安易に焼却することは問題があると考えますが、いかがでしょうか。

6. がれき処理受け入れを表明した自治体で具体的な数量をあげている自治体もあるようですが、千葉市としてはどの程度の受け入れが可能としているのでしょうか。

千葉市は「焼却ごみ3分の1削減」を掲げ、清掃工場を建て替えないことへの理解を市民の皆さんに求めてきたわけですが、受け入れることは清掃工場廃止のスケジュールに影響ないのででしょうか

7. 「がれきの処理は被災地だけでは限界」といったキャンペーンが国によって行われています。本当に被災地だけでは限界でしょうか。またこのキャンペーンに対しての感想はいかがでしょうか。

8. 現在震災がれきの処理量に関して見直しが行われています。また5月末には被災地での焼却処理が本格的に始まります。国は平成26年3月までの3カ年で処理を完了させるとしていますが、3カ年に特に根拠はない、といわれており、その延長も視野に入れるべきです。それでも現地処理が難しければ現地だけでない処理の方法を検討することもあるかもしれませんが、現状は推移を見守る必要があるのではないかと考えますが、ご見解を伺います。

以上の項目に関して、5月末までに文書での回答をお願いいたします。